

(特定の随意契約に係る手続)

第124条の2 政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。

2 前項の随意契約を締結したときは、契約相手、契約金額その他契約に関する事項を公表するものとする。